

## 発達障がいや、その他文字を認識することに困難のある児童生徒のための マルチメディアデイジー教科書の普及促進を求める意見書

平成20年9月に「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。

この教科書バリアフリー法の施行を機に、平成21年9月より、(財)日本障害者リハビリテーション協会(リハビリテーション協会)がボランティア団体の協力を得て、通常の教科書と同様のテキストと画像を使用し、デジタル化対応することで、テキスト文字に音声をシンクロ(同期)させて読むことを可能にした「マルチメディアデイジー版教科書」(デイジー教科書)の提供を始めました。また文部科学省において、平成21年度より、デイジー教科書などの発達障害等の障害特性に応じた教材の在り方やそれらを活用した効果的な指導方法等について、実証的な調査研究が実施されております。

デイジー教科書は、教師や保護者などからは学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、デイジー教科書の普及推進への期待がますます高まっています。このような中、平成23年2月現在で、まだ約700人の児童生徒の活用にとどまっているのが現状です。このことは、デイジー教科書が教科書無償配布の対象となっていないことに加えて、その製作は、多大な時間と費用を要するにもかかわらず、ボランティア団体頼みであるため、必要とする児童生徒の希望に十分に答えられない状況にあること。また、リハビリテーション協会が平成21年度にデジタル化対応したデイジー教科書は小中学生用教科書全体の約4分の1しかないことに原因があります。

このような現状を踏まえると、まず教科用特定図書等の普及促進のための予算の更なる拡充が求められます。しかし、平成21年度の同予算が1.72億円に対し、平成22年度は1.56億円、そして平成23年度予算案は1.26億円と縮減されており、これらの普及促進への取り組みは不十分であると言わざるを得ません。

よって、政府及び文部科学省におかれては、必要とする児童生徒、担当教員等にデイジー教科書を安定して配布・提供できるように、その普及促進のための体制の整備及び必要な予算措置を講ずることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月8日

千代田区議会議長 桜井 ただし

内閣総理大臣 菅 直人  
文部科学大臣 高木義明